

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2023 JUL (Vol.74)

CONTENTS

海外拠点ニュース 注目のスタートアップ企業「dotData 社」	2
株式会社中国銀行 ニューヨーク駐在員事務所	
新興国ニュース第74回 海外最新ビジネス情報	5
株式会社東京コンサルティングファーム	
タイ法令の最新情報	8
電子インボイス制度の導入<マレーシア>	11
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
Managing Director 日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
<世界の人口増加と香港の少子高齢化>	13
香港マイツビジネスコンサルティング	
中国の配当手続きと子親ローン（現法からの貸付）による資金還流方法の解説	15
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	

株式会社 中国銀行	
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20	
TEL: 086-234-6539	
香港支店	cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール支店	cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当社がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当社都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

注目のスタートアップ企業「dotData 社」

株式会社中国銀行

ニューヨーク駐在員事務所

今回は日本発の技術をシリコンバレーから世界に展開し、データ活用による企業の事業成長・イノベーションを支援する注目のスタートアップ企業「dotData 社」を紹介します。

1. DX 成功のカギ～企業のデータ分析・活用

昨今はあらゆる企業が DX（デジタルトランスフォーメーション）推進に取り組んでいますが、DX を成功させるためにはデータ活用が重要なカギとなります。多くの企業は自社内に蓄積したデータを分析するために AI を利用していますが、これは AI を用いることで膨大な量のデータを高速に分析し、将来の予測やビジネスに重要な洞察を得ることができるためです。

2. データ分析・活用の課題

しかし、多くの企業においてデータの分析・活用には多くの課題があるのが現状です。一般的にデータ分析のプロジェクトは複雑で時間がかかり、データの専門家を有する大企業でさえも一つのプロジェクトに数ヶ月かかることも珍しくありません。特に、データからビジネスの課題に有意なパターン（特徴量）を見つける事は非常に難しく、一般的にプロジェクトの約 80% の時間がこの作業に費やされていると言われてしています。

この「特徴量の発見」こそがデータ活用の肝とも言える重要な部分となります。

一般的に、どの「特徴量」がビジネスの課題解決に繋がるかの仮説を立てるのは非常に難しく、統計学に精通したデータサイエンティストや業務

の専門家、あるいはデータアナリストなど多くの専門家が協力し、多大な時間と労力を費やす必要があります。

また、そもそも社内にデータ分析の専門人材が不足している企業も多く、分析プロジェクトを限られた用途でしか実施できないケースや、ビジネスの変化スピードに対応できずせっかくの分析結果が実際の企業活動に転用できない等の課題も多く見られます。

このような多くの企業が抱える課題を解決し、誰もがデータを有効活用できるように支援するのが dotData です。

3. データ分析・活用の課題を解決する dotData

dotData は、NEC の最年少首席研究員であった藤巻遼平氏が「すべての企業がデータを活用して、より良い製品やサービスを生み出せる世界を創る」というビジョンを掲げ、2018 年に NEC から世界初の「特微量自動設計技術」をスピニングアウトしシリコンバレーで創業した企業です。その価値は早く市場に認められ、日経ビジネス、日経クロステック、PRESIDENT など主要メディアにインタビュー記事が掲載されるなど、多方面から熱い注目を集めています。

dotData の強みは、企業が抱えるさまざまな課題に対して、データから人間では見つけられないようなビジネスの洞察（特徴量）を AI が自動的に発見し、抽出できることです。

dotData の AI では、業種に関わらずユーザーが設定した課題に対して、入力したデータから人間では気づかない何千もの特徴量のパターンを見つけ出し、課題に有意な特徴量を自動的に絞り込んで抽出することができます。適用領域は広く、小売、製造、サービス、保険など多岐に渡ります。また、用途も営業力強化や顧客理解、マーケティング最適化、製造工程の効率化、故障分析、サブ

ライチェーン管理、需要予測、在庫最適化、リスク管理、人員配置の最適化などさまざまです。



(※dotData 社提供)

4. 先進事例から学ぶデータ分析・活用

具体的な活用事例を見てみましょう。

A 社（IT サービス業）では、dotData を活用して過去 5,000 万件以上の商談データから売上につながる営業パターン（特徴量）を発見し、それを RPA と連携させ、営業担当者のスケジュールに商談候補先を自動的に提案する仕組みを構築しました。導入 1 年半後には、半年間で約 7 万 5,000 件の AI による提案が行われ、営業対応率は 30% 超と定着しています。従来の個人の経験と勘に頼っていた営業から脱却し、AI による高い精度の商談提案によって営業活動のあり方自体に大きな変革をもたらしました。

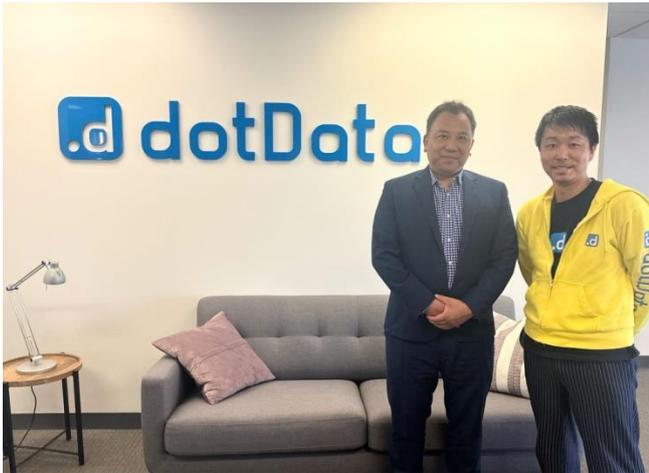
また、B 社（小売業）では、dotData が ID-POS 等のデータから抽出した消費者の行動パターン（特徴量）を基に消費者の価値観を理解し、それをクーポンのデザインやターゲティングに利用することで、商品購入率を 12 倍に向上させる事に成

功しました。また、その情報をメーカーに共有することで、メーカー側の商品開発や販促活動も支援しています。

5. おわりに

今回ご紹介した「dotData」の AI では、専門家でなければ不可能とされてきた特徴量の抽出を自動的に行うことができるため、あらゆる企業でデータ分析・活用をより効率的かつ効果的に行え、ビジネス課題の解決や新規事業創出を行うことが可能となります。

このように従来は想像もできなかったような新しい技術が次々と生み出され、企業活動の在り方自体を大きく変革しています。ニューヨーク駐在員事務所においても、引き続きお客さまに有益な情報をタイムリーに提供させていただきますので、何かお困りの際にはお気軽にご相談下さい。



米国カリフォルニア州サンマテオ市にある
dotData 本社にて

(左：中国銀行ニューヨーク駐在員事務所長 辰
己誠、右：dotData, Inc. CEO & Founder 藤巻遼
平)

ニューヨーク駐在員事務所

所在地：

150 East 52nd Street, 17th Floor,
New York, NY 10022 USA

TEL：212-371-7700

FAX：212-371-7173

新興国ニュース

第74回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はマレーシア、バングラデシュ、カンボジアの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～マレーシア～

■ マレーシア中央銀行「金利引き上げ」

マレーシア中央銀行が3会合ぶりに政策金利を引き上げ2.75%→”3%”になりました。

2022年から経済が好調で、2023年も失業率がコロナ前の水準まで低下しており、堅調な国内消費に支えられている事と、(変動の激しい食品などを除いた)コアインフレが高止まりしていることを理由として挙げました。

一方で、世界経済が不確実な環境下において、輸出が減速していることもあり、経済成長の見通しは下振れのリスクが常に潜んでいる状況です。

今回の金利の引き上げに関しては、多くの経済学者が、インフレが落ち着いてきており、年間インフレ目標である2～3%に近づいていることから据え置きを予想していましたが、覆された結果となっています。

■ さらなる飽和状態に！

ショッピングモールが8軒増加

マレーシアのクアラルンプールとその周辺の首都圏クランバレーには既にたくさんのショッピングモールが立ち並び、日系企業も ISETAN や AEON などが進出しています。2023年はさらに8件も増えることが発表されました。2022年に7軒が新たにオープンしています。

ネット通販やコロナの影響もあり入居率が低く、モール同士で顧客の取り合いが激しくなり、共倒れの可能性も指摘されています。既に飽和状態である中、増やすことにメリットがあるのか疑

間が残るところです。日系企業もテナントとして進出していますが、今後はショッピングモールの市場飽和问题の影響も出てくると考えられます。

■ マスク推奨【コロナ・ヘイズ】

マレーシアではコロナ感染者が再び増加しています。

保健省によると1日に1,000人のペースで新規感染者が確認されています。

また、感染力が強いとされるオミクロン株の亜種「アークトゥルス」がマレーシアでも確認されています。世界的に再拡大の波が来ていますが、マレーシアも例外ではありません。

また、マレーシアではヘイズ(煙害)の悪化が続いており、健康を害するおそれがあるとして、コロナとヘイズの両観点からマスクの着用が継続的に推奨されています。

～バングラデシュ～

■ バングラデシュのIT産業について

近年、バングラデシュから日本へのITサービスの輸出が急増していると言われています。その多くは、ソフトウェアやその他の情報技術対応サービス(ITES)です。

バングラデシュソフトウェア情報サービス協会(BASIS: Bangladesh Association of Software & Information Service)によると、前年度(2021年7月～2022年6月)は前々年度より日本へのITサービスの輸出額は35%以上増加しました。その総額は約1億2,000万ドルに上ります。

ちなみに、2017年度(2016年7月～2017年6月)にはわずか5,600万ドルであったため、約5年の間に輸出額が急増していることがわかります。

輸出額が増加し経済発展を後押ししているIT産業ですが、バングラデシュの情報通信技術省(ICT: Information and Communication

Technology)では主に3つの懸念点があるとされています。

1つ目はインフラ整備の問題です。インターネット接続の速さや電力供給が不足していることやハードウェア・ソフトウェアの質と量ともに不十分だと言われています。

2つ目はIT人材の育成状況です。バングラデシュにおけるIT人材の育成が進んでいるものの、需要に対する人材不足が依然として課題になっています。バングラデシュ政府はIT分野における人材育成に力をいれており、大学や専門学校のカリキュラムにIT分野の教育を組み込むなどの取り組みを進めています。IT人材の需要が多いためさらなる人材育成が課題だと考えられています。

3つ目は、セキュリティの問題です。2018年まではデジタルセキュリティに関する法整備はほとんどされていませんでしたが、2018年にはデジタルセキュリティ法、2020年にはデジタルセキュリティ規則が制定されました。急激なITの発展の一方で国民全体のセキュリティに関しての意識と法律の正しい運用が課題となりそうです。

上述のように課題がある一方、バングラデシュ政府はIT産業拡大のため特定の産業に対する税金のインセンティブを設けています。税法よりITに関するもので免税とされているものもあります。

その中には、ソフトウェア開発・ウェブサイト開発を含む28項目のITサービスが免税対象として記載されています。(所得税法第44条)

バングラデシュのIT産業は課題がまだまだあるものの、税法のインセンティブの整備などによりさらなる市場規模の拡大が期待できます。

(参照)

<https://www.thedailystar.net/business/economy/news/it-export-japan-surges-3313856>

～カンボジア～

■ 源泉徴収義務の履行に関する

追加ガイダンスについて

税務総局(以下 GDT)は、4月20日付で Instruction 12350 を発行しました。2023年4月 源泉徴収義務の履行に関する追加指針(従来、各企業によって認識や処理方法が異なっていた源泉徴収義務の履行における正確性、一貫性及び確実性を向上させるため)を以下のように発表しています。

1. 所得税法第45条第1項により、源泉徴収税は支払いが行われた日または会計記録に記録された日に申告する必要があります。従って、企業は毎月の未払費用を経済活動に関連した結果として計上しなければなりません。また、カンボジアの国際財務報告基準に準拠しているかどうかの確認も行う必要があります。

2. 租税法第25条(新)および第26条(新)に記載されている源泉徴収の対象費用取引について、企業または源泉徴収代理人は、納税を源泉徴収し申告しなければなりません。

例 1:A Co., Ltd は、居住者納税者から 1,000,000USD の融資を受け、年利 60,000USD を融資契約書に記載された通り、各年の12月に支払うことになりました。この場合、企業は毎月 5,000USD の未払利息費用を計上し、毎月 15%の居住者税率の源泉徴収税を税務当局に申告・納付しなければなりません。

例 2:B Co., Ltd. は、非居住者納税者から1年間(2022年1月から2022年12月まで)100万USDの貸付を受け、貸付契約書に記載された通り、60,000USDの利息を2022年12月末に支払うことになりました。この場合、企業は毎月 5,000USD の未払利息費用を計上し、月末に利息費

用が発生したため、毎月 14%の非居住者税率で利息に対する源泉徴収税を税務当局に申告・納付しなければなりません。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP)
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) より「改正 2023 年 (B. E. 2566) 労働者保護法 (第 8 版)」をご紹介します。

2023 年 (B. E. 2566) 労働者保護法 (第 8 版)

2023 年 3 月 19 日付にて官報に告示された改正労働者保護法には、第 23/1 項が新たに追加された。その主な内容は、職場外での勤務に関する使用 (雇用) 者と従業員間の合意の締結と、労働時間外の使用からの連絡を、従業員が拒否する権利の 2 点である。かかる条項の改正は、変わりゆく勤務形態に法律を適合させるためのものである。

業務によっては必ずしも使用者の事務所で勤務する必要がないことに加え、使用者は、平常時、疫病や洪水、健康に害を及ぼすレベルの PM2.5 等特別な状況下での勤務など、従業員を会社事業所の外で勤務するよう規定することができるため、雇用の選択肢が増えることにもなり、従業員の生活と仕事の質を向上させ、交通渋滞の解消やエネルギー・燃料消費の削減にもつながる。

本法律は 2023 年 4 月 18 日より施行されており、使用者は、本法律を遵守するため、①使用者と従業員間のリモートワークに関する合意書と ②労働時間外の通信に関する従業員の同意書という 2 つの文書を作成する必要がある。

従業員とのリモートワークに関する合意締結に際して、以下の点を考慮する必要がある。

1. 従業員が自宅住居、又は任意の場所へ業務を持ち帰る、又はいずれかの場所での勤務に合意した各種業務 (あわせて「リモートワーク」という) は、経理、文書作成、書類関連業務など、従業員が使用者の事業所外で合理的に行うことができる性質または状態の業務でなければならない。よって、工場での生産、倉庫での作業、機械を使用する必要がある特定業務については、かかる合意をすることはできない。
2. 合意締結に際しては、両当事者 (使用者と従業員との間) が合意し承諾するとともに、書面または電子データの形式で、内容の変更なく、いつでもアクセスかつ利用可能なものとして作成しなければならない。
3. 合意は、法が定める以下の詳細を含むものでなければならない。

a) 合意の開始時期と終了時期

かかる期間が終了した時、従業員は、通常通り使用者の事業所へ出勤する義務がある。

b) 通常労働日、労働時間、休憩時間、および時間外労働

従業員との合意は、使用者の事業所での勤務と同様に、又は異なっても合意できるが、開始時期と終了時期について明確に合意しなければならず、その合意は、1 日 8 時間又は週 48 時間の労働、少なくとも週 1 日の休日、通常労働時間に続けて 2 時間以上の時間外労働を行う場合は、時間外労働開始前に 20 分休憩するなど、1998 年労働者保護法に矛盾するものであってはならない。

c) 時間外労働、休日労働、ならびに各種休暇に関する規定

休暇取得方法、休暇取得のための事前届出の期間、従業員による時間外労働への同意、事前通知を含む承認申請方法等の規定であり、就業規則を遵守し指定することができる。ただし、リモートワークにおける従業員の各種休暇の権利は、従業員が使用者の事業所で勤務する場合と同様にしなければならない。

d) 従業員の職務の範囲とは

従業員の義務と責任、従業員のリモートワークの種類又は業務の数などを定める。使用者は従業員の職位に基づき、職務明細（Job Description）からこれを定めることもできる。

e) 使用者による業務管理または監督について

使用者は、従業員の労働を管理又は監督する権限を有する者を定め、リモートワークを監視・評価したり、業務評価基準を定め、従業員の労働を監査管理できる。さらに、使用者は、リモートワークに関する具体的な就業規則の規定、リモートワーク業務に適したリモートワークエリアの設定、会社文書やデータ保存を管理・監督するための情報技術活用規定など、従業員のリモートワークに関するその他の事項を定めることができる。

f) 労働に必要な備品や機器の調達、ならびに経費に関する義務

通常、従業員が使用者の事業所で勤務する場合、使用者は、労働に必要な備品や機器並びに労働場所を従業員に提供しなければならないが、リモートワークの場合、コ

ンピューター、その他の通信機器、文房具、水道代、電気代、電話代など、従業員が業務を行う場所で費用が発生する場合がある。使用者と従業員のどちらがそれらを準備し、その費用を負担し責任を負うかについて、使用者と従業員との間で明確に合意しなければならない。

労働時間外における使用者から従業員への連絡を拒否する権利

従業員は、労働時間外の使用、上司、監督者、検査官からの連絡を拒否することができる。ただし、従業員が事前に書面にて承諾している場合はこれを除く。よって、使用者が、通常、たとえ必要であっても、労働時間外に従業員に連絡しなければならない場合は、従業員の同意を得た上で文書を作成し、上記の者が事業運営の利益のために従業員へ連絡できるよう整えなければならない。

労働時間外に従業員へ労働を指示する連絡である場合、使用者は適宜、従業員から時間外労働（残業）の同意を得なければならない。ただし、継続しておこなわなければならない業務であり、中止すると業務に支障をきたす場合、又は省令が定める緊急業務などである場合には、使用者は、必要に応じて従業員に時間外労働をさせることができる。

本同意の付与について、従業員は、事前に書面で使用者に通知することにより、後日この同意を撤回することができる。

以上

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

電子インボイス制度の導入 ＜マレーシア＞

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

＜ポイント＞

- ・電子インボイス制度の導入
- ・来月に詳細のガイドラインを発表

＜電子インボイス制度の導入＞

N子：加藤さん。今回も、前回と同様、新政府による2023年度予算のお話の続きでしょうか？

加藤：今回は2023年度予算を離れて、5月22日にメディアリリースのあった電子インボイス制度について、お話させて頂こうと思っています。

N子：それはホットな話題ですね。是非、宜しくお願い致します。

加藤：はい。先月22日、内国歳入庁（IRB）がメディアリリースした内容ですが、今後電子インボイス制度を段階的に導入するというものです。

N子：はい。

加藤：詳細な中身は、来月、ガイドラインを発行することですが、現在分かっている内容について説明しますね。

N子：はい、お願いします。

加藤：IRBは、デジタル技術の革命と急速な進歩に合わせて、早ければ2024年、企業向けに電子インボイス制度を導入する予定です。

N子：来年ですね。すぐじゃないですか？

加藤：そうなんです。電子インボイス制度とは、サプライヤーと購入者間で構造化データ形式の電子インボイスを交換することで、自動的な電子処理が可能となるシステムのことです。

N子：なるほど。

加藤：電子インボイス制度は、チリ、ハンガリー、フィリピン、タイ、ニュージーランド、フランス、韓国など多くの国ですでに導入されています。

N子：はい。

加藤：電子インボイス制度は、コストと時間の節約に加えて、税務コンプライアンスを向上させ、データの透明性を高め、シャドーエコノミーからの税収漏洩を減少させる可能性があります。

N子：それは良い事ですね。

加藤：はい。具体的なタイムスケジュールですが、まず2024年1月、選ばれた企業を対象にパイロットプロジェクトを立ち上げます。

N子：ほう。

加藤：同時に、他の企業も自主的に導入することができます。

N子：はい。

加藤：次に2024年6月、年間売上高がRM1億以上の企業（約4000社）に、導入が義務付けられます。

N子：かなり大きい企業さんですね。日系企業に対する影響は限定的ですかね。

加藤：まあ、そうでしょうね。そして、その次が2025年1月です。年間売上高がRM5,000万以上の企業に導入が義務付けられます。

N子：RM5,000万だと15億円くらいですから、日系企業もかなりの影響があるのではないのでしょうか？

加藤：そう思います。日系企業も相当数影響を受けるでしょう。

N子：ですね。

加藤：はい。で、次が2026年1月です。年間売上高がRM2,500万以上の企業に導入が義務付けられます。

N子：なるほど。ここまでくると、日系企業にも相当の影響がありますね。

加藤：はい。で最後に、2027年1月、すべての企業に導入が義務付けられます。

N子：なるほど。読者の皆さんにも、それぞれの企業規模に応じて、しっかりと対応策を取って頂きたいですね！

加藤：その通りです！

N子：有難うございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

<世界の人口増加と 香港の少子高齢化>

香港マイツビジネスコンサルティング

<人口世界一はインド>

国連は4月19日、インドの人口が中国を抜いて2023年半ばには世界最多になるというデータを公表しました。統計によるとインドの人口は14億2860万人を超えており、中国（香港とマカオは含まず）の14億2570万人を上回るということです。インドは中国、日本に次いでアジア3位の経済大国で、人口の約半分が30歳未満です。医療水準も改善されたインドは、今後も経済成長と共に人口増加が続く傾向にあり、2050年までに人口は16億人を超えるの見込まれています。

中国は、少子高齢化により60年振りの人口減に転じました。2022年の14億3000万人をピークに今後は人口減少が始まるとされ、2050年には13億2000万人ほどになるという予測です。現在の人口統計で第3位はアメリカ合衆国で3億4000万人、日本は12位で1億2330万人となっています。世界全体の人口がおよそ80億4500万人であり、インドと中国だけでその3分の1を占めています。

日本の人口は2008年の1億2808万人をピークに、以後減少しています。2025年には団塊の世代の方々が75歳以上となり、日本の人口の18%を75歳以上が占めることとなります。そして2056年には1億人を割り、2070年には9000万人を割ると予想されています。人口の減少によって人手不足は深刻となり、今後は人材確保のため外国人の受け入れも積極的に進めていくことが課題となっていますが、前提として外国人にとって賃金や労働環境が母国や他の国よりも魅力的である必要があります。現在の日本が受け入れを進めているアジアの新興国からの外国人たちも、母国の経済発展や賃金水準の上昇により日本で稼ぐメリット

が薄れると、そのうち母国を出る必要性がなくなってくるかもしれません。

<香港の人口減少>

香港は2022年末の人口が733万人と発表され、同時に前年に比べ6万人の減少し、3年連続の減少となりました。香港の人口は2020年を境に減少し始めています。減少の主な要因としては人口の海外流出と出生率の低下が目立っています。

人口流出については、この3年はコロナ禍もあり一時的な海外への移動なのか、海外移住したのかははっきりした統計はありません。香港は従来、植民地だったという独特の土地柄から海外移住は身近なもので、特に最近では子育て中の家庭は教育環境を重視して海外を選択する傾向が強いようです。香港政府は労働人口の確保のため、新たなビザ発給など様々な政策で人材獲得を目指しています。

出生率の低下については、今の日本でも非常に深刻な課題となっていますが、日本の場合は主な原因として、非婚、晩婚、晩産、非正規雇用の増加による若年者の経済的不安定、不妊治療の経済的負担、等々が挙げられます。出生率の分析をするとき、出生率の向上こそが正しいと思いがちですが、もう一つの要因として価値観の多様化もあり、近年は結婚することや出産することが必ずしもあるべき姿ではないと考える人も多くなっています。

日本の独特な社会背景と違って、香港はもともと共働き文化で、両親やアマさんなどを頼って子育てがしやすい環境のように思えますが、それでも出生率の低下は急速に起きています。香港でも未婚、晩婚は増加していますが結婚しても子どもを持たないという夫婦が多く、香港で顕著な理由として教育費用、住宅価格など経済的負担の懸念があります。世界の学カラン



キングで香港はトップクラスですが、香港では1人の子どもにかかる教育費用は100万香港ドル(今の17.3円で換算すると約1730万円)とも言われ世界でトップです。子を持つことで経済的な負担が増えるより自分のライフスタイルの充実を重視する傾向が強くなっています。

<香港の高齢化>

世界的に高齢化が進んでいますが、香港も高齢化社会です。香港の平均寿命は85歳、2位の日本の84歳を抜いて世界一です。男女で比べると女性が87歳、男性が82歳です。香港もMPFという制度がありますが、始まったのが2000年でまだ歴史は浅く、日本の年金のように終身受給できるものではなく定年時に一括で受け取る、いわば退職金のため実際は多くの高齢者の生活費は子の収入が支えています。今の高齢者たちは子どもの数が多いので、子どもたちで両親の生活を支えることができますが、子どもが1人いるかないかの現役世代が定年した時、同じように家族間で生活を支えることは今より難しくなるでしょう。医療費も、香港は高い医療費を負担するか公立病院で長時間待たされるかの2択のため、家庭の経済状況によっては思い通りの医療が受けられないケースが出て来るかもしれません。

しかし日本に比べると香港の高齢者は社会でも非常に大切にされています。同居している家庭も多く、別々に住んでいても香港内のため週末には子や孫も勢ぞろいで飲茶を楽しむ姿があちこちで見られます。アマさんを雇って介護の一切を任せることもできるので、働き盛りの現役世代は外で仕事が続けられます。

人口構造の変化によって生じる今後の問題について、解決策は一通りではありません。それぞれの国や地域で、社会で助け合えるような枠組みを柔軟に考えていく時期になっていると言えるでしょう。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能です。

—お問い合わせ先—

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

中国の配当手続きと子親ローン

(現法からの貸付) による資金還流方法の解説

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

中国では、5月末に企業所得税の確定申告期限を迎えたばかりです。日本本社では、これから中国法人より利益配当を受ける企業も多いかと思えます。更に現在、コロナ禍を経て、現地法人、本社を含めたグループ全体での効率的な資金運用の重要性が増していると言えます。

本稿では、既往 JP マイツ通信 2021年6月号 (With コロナ 利益配当受領時の注意事項) で取り上げた配当金の受領にかかる留意事項の補足説明と共に、また機動的な日本本社への資金還流の方法として、お客様からの照会が増えつつある子親ローン (現地法人から日本本社に貸付) を取り上げます。

1. 利益配当にかかる留意事項

中国現地法人から配当を受領する場合には以下のフローを取りますが、現在、その難易度は高くありません。各手続きの詳細や会計・税務処理等は以下と共に、既往 JP マイツ通信を併せてご参照くださいⁱ。

■ 会計事務所の年度監査 (右図②)

会計監査と企業所得税の確定申告後の配当可能利益 (すなわち、(必要な場合) 法定準備金の積立て後、過年度の未処分利益) から配当される為、実務的には全ての外商投資企業に年度監査が必須となりますⁱⁱ。

また、定款に“年1回配当とする”等の制限条項が無い限り、上述の配当可能利益を前提とした期中配当も可能です。

■ 株主会/董事会の配当決議 (右図③)

最高意思決定機関、すなわち、通常は株主会 (単独出資者なら株主) が配当を決議します。もし中外合弁企業などにおいて、外商投資法で定める移行措置期間内 (~2024年末) で行うべき機関設計 (最高意思決定機関を董事会から株主会へ) の変更が未済の場合、董事会が決議しますⁱⁱⁱ。

■ 対外支払い税務届出表の届出 (右図⑤)

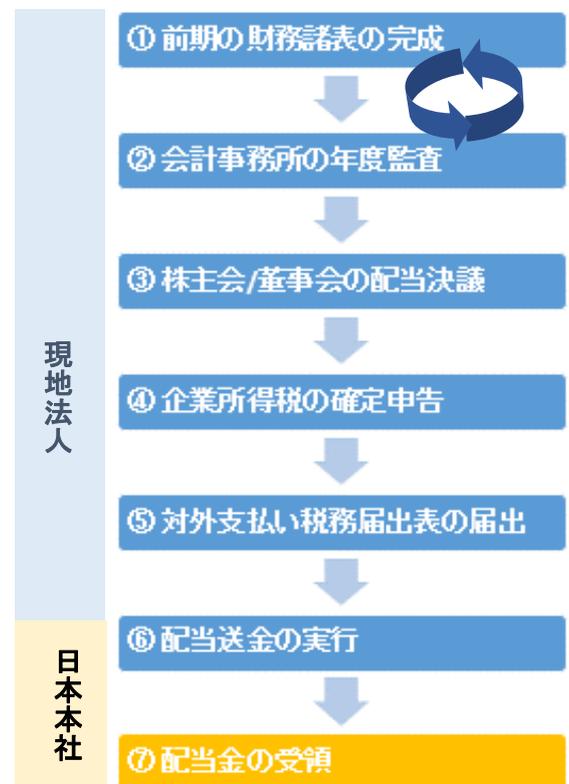
日本本社は、中国企業所得税法上の“非居住者企業”に該当する為、配当金額に税率 10%が源泉課税

されます。源泉徴収義務者である現地法人が当該税額を納付すると共に税務局宛てに“対外支払い税務届出表”の届出が必要です。

■ 配当送金の実行 (下図⑥)

金額の多寡を問わず、金融機関にて直接送金手続きを行います。また、実際の送金日が現地法人の源泉徴収義務の発生日となりますが、5万米ドル超の場合には送金時に対外支払い税務届出表 (図⑤) の提示が必要となります。一方、5万米ドル以下であれば、規定に則り、源泉徴収義務の発生日から7日以内に納税申告及び納付等が必要となります^{iv}。

【図：利益配当にかかるフロー】



2. 子親ローン (現地法人から日本本社への貸付)

上記1の配当以外の、子会社からの資金還流の方法の一つとして、近年、現地法人から持分関係にある海外企業への貸付 (以下“子親ローン”と表記) を検討する企業も見受けられます。子親ローンは子親間での貸付形式を採りますので、現地法人側の資金需要の発生に際して、本社側の返済により資金の回収が可能となります。この為、日本本社が一旦配当で資金を回収し、現地法人に再投資する形と比較すれば、手続き面での工数が少なく、例えば、バツ



ファーを持たせた増資資金を投入した結果、現地法人側で余剰資金が発生している場合等において、企業間でより機動的に運用できるとも言えるでしょう。

子親ローンは、下表の通り、外貨建て・クロスボーダー人民元建てのいずれも認められ、また直近の純資産を基準に限度額を算出します^v。

【表：子親ローンにおける外貨建て・人民元建ての比較】

	外貨建て	人民元建て
根拠法	匯発[2009]24号 ^{vi} 、匯発[2014]2号 ^{vii} 、匯発[2017]3号 ^{viii} 等	銀発[2016]306号 ^{ix} 等
貸付対象	持分関連関係を有する会社	持分関連関係を有する会社
貸付限度額	クロスボーダー人民元建て及び外貨建ての海外貸付金額の合計 ≤ (前年度の監査済財務監査報告書による) 所有者權益 × マクロプルーデンス調節係数 (50%) ^x	
貸付金の原資	資本金外貨口座、経常項目外貨口座、 海外貸付のための外貨転資金等	借入金（債務融資）による原資は不可
ロールオーバー	—	1回のみ可
申請登記の要否	要（外貨管理局での貸付限度登記）	同左
* 尚、貸付条件については、銀発[2016]306号に“貸付期限：原則6ヶ月以上～5年”、“利率：特段の定めが無いものの、ゼロ金利は不可であり、商業原則に基づく”旨の定めあり。		

尚、日本本社の返済利息は、中国側では企業所得税（利息収入として課税所得に算入）及び増値税（税率6%）の課税対象となります^{xi}。

また日本側では、日本本社から非居住者企業である現地法人への支払いとなり、源泉所得税の対象となりますが、日中租税条約^{xii}に基づき、当該税率は20.42%ではなく10%が適用されます。

3. 留意事項

配当は、繰り返しになりますが、適切に納税して粛々と所定の手続きを行えば既に難易度は高くありません。

一方で、子親ローンは配当送金ほど多用されず、事前に金融機関への相談、確認が必要と考えます。更に、貸付条件は合理的な水準での設定が必要であり、日本側では2022年6月に「金融取引に係る移転価格事務運営要領」が一部改正され^{xiii}、従来の簡易的方法から借り手の信用力に基づく金利設定等が求められるなど、日中双方において移転価格税制等への留意がより必要となっています。但し、コロナ禍を経て、現地法人、本社を含めたグループ全体での効率的な資金運用の重要性が増しており、今後、現地法人から本社への資金還流方法も、より多くの選択肢から検討を進めるべきものと考えます。

- ⁱ JP マイツ通信を含むマイツグループニュースレターは右記 URL の通り。URL：[ニュースレター アーカイブ | 株式会社マイツ \(myts.co.jp\)](http://www.myts.co.jp/newsletter/archive)
- ⁱⁱ 現行会社法 (第 62 条) では一人有限公司 (すなわち単独出資者) には会計事務所による年度監査要求が明記されている。会社法の原文は右記 URL の通り。URL：[中华人民共和国公司法_中国人大网 \(npc.gov.cn\)](http://www.npc.gov.cn/)
- ⁱⁱⁱ 移行措置を含む外商投資法の解説は、JP マイツ通信 (2019 年 11 月号) を参照のこと。
- ^{iv} 詳細は国家税務総局公告 2017 年第 37 号等を参照のこと。同公告の原文は下記 URL の通り。
URL：[关于非居民企业所得税源泉扣缴有关问题的公告 \(chinatax.gov.cn\)](http://www.chinatax.gov.cn/)
- ^v 但し、当該スキームの実行可否は、ローン取組銀行となる金融機関に事前相談をする等、くれぐれも事前確認、検討を願いたい。
- ^{vi} (已修改) [国家外汇管理局关于境内企业境外放款外汇管理有关问题的通知_跨境直接投资_国家外汇管理局门户网站 \(safe.gov.cn\)](http://www.safe.gov.cn/)
- ^{vii} [国家外汇管理局关于进一步改进和调整资本项目外汇管理政策的通知_资本项目综合_国家外汇管理局门户网站 \(safe.gov.cn\)](http://www.safe.gov.cn/)
- ^{viii} [国家外汇管理局关于进一步推进外汇管理改革完善真实合规性审核的通知_其他_国家外汇管理局门户网站 \(safe.gov.cn\)](http://www.safe.gov.cn/)
- ^{ix} [中国人民银行关于进一步明确境内企业人民币境外放款业务有关事项的通知 \(银发 \[2016\] 306 号\) \(pbc.gov.cn\)](http://www.pbc.gov.cn/)
- ^x 銀発「2021」2 号等に基づく。関連 URL は下記の通り。尚、同係数の最新数値は金融機関にご確認いただきたい。
URL：[中国人民银行_国家外汇管理局调整企业境外放款和跨境融资宏观审慎调节参数_公告信息_天津市分局 \(safe.gov.cn\)](http://www.safe.gov.cn/)
- ^{xi} 中国の増値税では、利息収入は“金融サービス”として、また役務を提供する者・役務の提供を受ける者のいずれかが中国国内に居れば、課税対象取引となる。
- ^{xii} 日中租税条約の原文は右記 URL の通り。
URL：[China1983_jp_en.pdf \(mof.go.jp\)](http://www.mof.go.jp/China1983_jp_en.pdf)
- ^{xiii} 詳細は右記 URL を参照のこと。URL：[「移転価格事務運営要領」の一部改正について\(事務運営指針\) | 国税庁 \(nta.go.jp\)](http://www.nta.go.jp/)

マイツグループ

日本国内に 3 拠点 (東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点 (上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港) を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】：<http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原 (しのはら) Email：yshinoha@myts.co.jp
本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。